

主管 佼成霊園	名称 佼成霊園 永代供養墓使用基準	記 番 号 2-15- 2 -2
		改正施行 令 5. 12. 1

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は、佼成霊園永代供養墓使用規程（以下、「規程」という。）に基づき、立正佼成会附属佼成霊園永代供養墓の使用に関する事項を定める。

第2章 使用契約

(契約条件)

第2条 規程に基づき、永代供養契約を申込み場合は次の各号の条件をみたさなければならない。

- (1) 規程に定める登録者が本会の会員であること。
- (2) 登録者に祭祀を承継するものがないこと。
- (3) 改葬による契約の場合、承継者がなく無縁となる可能性のある墓地からの改葬であること

(使用申込)

第3条 祭祀を主宰すべきものがないなどの理由で、すでに死亡した者の遺骨を霊園の永代供養墓へ収蔵および埋蔵することを希望する場合、その死亡者を登録者として、親族が申込および契約を行うことができる。

- 2 死亡者に契約者となるべき親族がない場合、葬儀等を執行した者など親族に準ずるものが申込および契約を行うことができる。
- 3 契約は死亡者を登録者とし、登録者1名につき1契約とする。
- 4 管理者は契約にあたりやむをえない理由があると認めた場合、納骨堂への収蔵期間を規程第7条第3項の定めとは別に決定することができる。
- 5 前項により収蔵期間を別に決定した場合の料金は改葬による契約に準ずるものとする。

(改葬による契約)

第4条 他墓地から改葬し、契約を希望する場合は原則として改葬許可申請を行ったものが申込および契約を行うことができる。

- 2 やむをえない理由により、改葬許可申請を行ったものが契約者となりえない場合、その親族またはそれに準ずるものは、その理由を示した文書を管理者に提示し承認を得て申込および契約を行うことができる。
- 3 遺骨の納骨室への収蔵期間は、収蔵しようとする遺骨の1周忌、3回忌、13回忌、23回忌、33回忌のいずれかから選択するものとする。
- 4 改葬された遺骨が何体かにかかわらず、収蔵する骨壺1個につき1契約とする。
- 5 1契約の中の遺骨が複数の場合、収蔵期間はその中のいずれかの霊位の1周忌、3回忌、13回忌、23回忌、33回忌から選択するものとする。
- 6 管理者は契約にあたりやむをえない理由があると認めた場合、納骨堂への収蔵期間を第3項、第5項の定めとは別に決定することができる。

- 7 契約しようとする遺骨がすでに33回忌を過ぎている場合は、永代供養契約とはせず、規程第21条に準じて合祀墓への埋蔵のみとして扱う。

(霊園使用者の契約)

第5条 承継者がいない等の理由で、霊園の墓地使用者が永代供養墓への収蔵および埋蔵を希望する場合は、墓地の返還を行うことを条件とする。

- 2 前項により墓地の返還を行う場合、既存の墓石等の撤去費用を減免する。
- 3 墓地使用者が本会会員でない場合は、規程第21条による合祀墓への埋蔵のみとする。
- 4 前項の場合において、すでに埋蔵されている遺骨について永代供養墓へ収蔵および埋蔵を希望する場合は、本会戒名のある霊位についてのみ規程第8条の規定によるものとする。

第3章 収蔵および埋蔵

(遺骨の収蔵)

第6条 登録者の遺骨を収蔵しようとするものは「永代供養墓登録者証」を提出しなければならない。

- 2 収蔵する遺骨は7寸以下の骨壺に納めたものとする。
- 3 紛失その他の理由により「永代供養墓登録者証」を提出できない場合は、埋(火)葬許可証その他の公的書類により、管理者が登録者本人であることを確認し、収蔵を許可することができる。
- 4 収蔵にあたって、親族等が本会戒名をいただけない場合、管理者は霊園所在地を包括する教会に本会戒名を依頼することができる。

第7条 遺骨は契約時に定めた収蔵期間により納骨室に収蔵する。

- 2 収蔵にあたっては霊園主催の合同納骨式法要を行う。
- 3 納骨式執行の期日は管理者が決定する。
- 4 管理者は状況に応じて遺骨収蔵時の納骨室への立ち入りを制限することができる。

(合祀墓への埋蔵)

第8条 収蔵期間を終了した遺骨は合祀墓に埋蔵する。

- 2 改葬による収蔵で、すでに33回忌をすぎた遺骨は、収蔵年度のみ納骨室に収蔵し、翌年、合祀墓に埋蔵する。
- 3 埋蔵にあたっては粉骨を行うとともに、霊園主催の合同埋葬式法要を行う。
- 4 埋葬式執行の期日は管理者が決定する。

第4章 料 金

(永代供養料)

第9条 永代供養料は33回忌までの供養を保証する基本料金と、契約時に定める納骨室への収蔵期間に応じて定める加算料金の合計額とする。

- 2 基本料金と加算料金は別に定める。
- 3 改葬による契約の場合は、収蔵の年から契約時に定めた収蔵期間までの実年数に応じて加算料金を定める。

4 前項の料金で既納のものは原則として返金しない。ただし、遺骨収蔵前の契約解除については規程第18条第2項の定めによる。

(手数料等)

第10条 永代供養墓登録者証、永代供養の証の再交付、受入証明書等各種証明書の発行などを行う場合、別に定める手数料を支払うものとする。

(料金の改定)

第11条 料金の改定は、事業を所管する時務グループが、立正佼成会稟議規程の定めに基づいて行う。

第5章 永代供養および参拝

(供 養)

第12条 規程第16条に定める過去帳は登録者の死亡年度別とする。

2 第3条第7項により収蔵された霊位の戒名は前項とは別の過去帳に記載し、収蔵年度のみ納骨堂のご宝前に安置する。

3 33回忌を過ぎた過去帳および前項の過去帳は、翌年度お焚き上げをする。

(参 拝)

第13条 参拝は規程第17条の定めによるものとする。

2 管理者は状況に応じて納骨堂ご宝前での参拝可能時間を決定、変更することができる。

附 則

1 この基準は、平成26年1月1日から施行する。

2 この改正された基準は、令和5年12月1日から施行する。